憲法規範部会　事業・予算要求書

令和４年１０月２９日

委員長　安達悠司

１　事業名称・内容

1. 「集団内秩序の調査立案」

日本自治集団の活動における組織のルールを決める。

　　日本自治集団内の規範・秩序を、立案・形成するための調査を行う。手法は次のとおり。

・日本自治集団の規範は、参加している各団体が、それぞれ団体として、何を大切にして活動しているか、何を大事と思っているかを調査し、その最大公約数を帰納的にまとめる方法で立案してゆきたい

　　・日本自治集団の各団体に対し、各団体の社訓・社是（各団体が活動の根本としている思いや規範）について、質問状・調査票を送付し、提出を求める（おおむね１か月以内）

　・回答をとりまとめ、何社かに対しては、インタビューを実施する

　・スケジュールは、下記のとおり、１年間でとりまとめる

　　　２月　質問状送付

　　　３月　インタビュー実施

　　　４・５月に議論する場を準備する

　　　調査・インタビュー継続

　　　１２月の総会までに状況を報告

　・教育部会との連携も検討する

（２）「日本の社会秩序の調査研究」

既存の日本の秩序体系の研究を進める。

　国体法（天皇の詔、村落の慣習法等）―世俗法（憲法や法律）

既存体制が危機に陥ったときに備え、日本自治集団が「日本再生の基盤組織」となるよう、歴史的日本の社会秩序を保存しておき、いつでも再現できるようにしたいという構想である。手法は次のとおり。

　　　・天皇の詔や十七条憲法、大日本帝国憲法などの国体法について、どのような時代背景のもとにあるのか、前史の流れや経緯の調査、当時存在していた各家の規範との関連性などの調査を行う。

　　　・各自で担当を決めて、手分けして行う。

例）安達：十七条憲法、三浦：家訓など

　　　・スケジュールは、１年間だけでなく長期にわたることを想定している。

　　　　　総会までに進捗状況を発表する。

２　予算

上記（１）（２）の事業について、次の予算を要求する。

交通費・文献代等の実費　合計１０万円

以上